

青森県保育士・保育所支援センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県から社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に委託された青森県保育士・保育所支援センター事業のうち、青森県保育士・保育所支援センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 県内保育所等に就労する保育士の安定的な確保や、利用者のニーズに応じた満足度の高い保育を提供することにより安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的とする。

(センターの設置)

第3条 県社協は、保育士や潜在保育士等の就労、再就職支援及び相談助言等を行うため、次のとおりセンターを設置するものである。

- (1) 名称 青森県保育士・保育所支援センター
- (2) 所在地 青森県青森市中央3丁目20番30号
- (3) 開所日 月曜日から金曜日までの週5日とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除くものとする。
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (5) 職員 センターには管理者と職員若干名を配置するものとする。

(センターの業務内容)

第4条 センターは、電話、来所、郵送及びインターネットを利用して、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 潜在保育士、保育所等勤務保育士及び保育士資格取得希望者への相談支援
 - (2) 潜在保育士への就職あっせん、求人情報の提供
 - (3) 求職者のニーズに合った就職先の提案
 - (4) 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 - (5) 保育所等に対し潜在保育士等活用の助言支援
- 2 センターは、各地域に出向いて、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 保育所等に就職を考えている保育士等を対象とした再就職相談
 - (2) 保育事業者と就職を希望する保育士との面談や説明会等
- 3 保育所等での就労を希望する求職者は、求職登録票（様式第1号）に記入し、センターに提出するものとする。
- 4 保育士を採用したい求人側の保育所等は、求人登録票（様式第2号）に記入し、センターに提出するものとする。
- 5 センターは、提出された求職者と求人側の登録票によりニーズ調整を行うものとする。
- 6 センターは、ニーズ調整を行ったうえで、求職者が求人側での就職を希望する場合等に、紹介状（様式第3号）を発行するものとする。

(秘密の保持及び職員の守秘義務)

第5条 事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的外で他に漏らしてはならない。また、その職務を退い

た後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(身分証の携行)

第6条 職員は、業務を行うに当たり、県社協が発行する身分証を常に携行し、必要に応じて関係機関の職員等に対して、これを提示するものとする。

(職員研修)

第7条 県社協は、職員の資質向上のため、必要に応じて職員に対する研修を行うものとする。

(衛生管理)

第8条 県社協は、県社協職員就業規程に基づき、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、センターの設備及び備品等について衛生的な管理を行うものとする。

(苦情対応)

第9条 県社協は、相談者や利用者等からの苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容を速やかに県に報告するものとする。

(記録等の整備及び保存)

第10条 県社協は、相談者、登録者、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録について、県社協経理規程及び県社協文書取扱規程に基づき整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。